

※ 留意事項 普通自動車教習課程

○ 第1段階における留意事項

- ① 技能教習第1段階では、1日当たり、2時限まで教習を受けることができます。ただし、同時に異なる車種(普通自動車と普通自動二輪車など)の教習を受けられる方は、制約がありますので個別にご説明いたします。
- ② 仮免学科試験に備えコンピュータ室で、QRコードから仮免模擬試験や仮免学科考査を積極的に受け、勉強して下さい。
- ③ 仮免予備試験は、学科時間表に記載されている時間帯・教室で受講して下さい。
- ④ 仮免予備試験に合格されていない場合は、仮免学科試験を受験できません。
- ⑤ 教習ガイダンスを受講された日が入校日となり、その後に運転適性検査を行います。

○ 第2段階における留意事項

- ① 技能教習第2段階では、1日当たり、3時限まで教習を受けることができます(3時間連続は不可)。ただし、同時に異なる車種(普通自動車と普通自動二輪車など)の教習を受けられる方は、制約ありますので個別にご説明いたします。
- ② 学科教程番号11～26は、仮免許取得後、卒業検定を受検するまでに受講して下さい。
- ③ 学科教程番号11は、『危険予測ディスカッション』です。この学科時間表には表示してありません。技能教習第2段階項目13『危険を予測した運転』の直後の時間に、連続して受講していただきます。
- ④ 学科教程番号12(応急救護処置の講義)を受講後は、学科教程番号13・14(応急救護処置の実習)を受講するまで、その他の教習(技能・学科)を受講できなくなります。ご注意下さい。
- ⑤ 学科教程番号25は、技能教習第2段階項目12(自主経路設定)の教習を受講するまでに必ず受講して下さい。
- ⑥ 学科教程番号26は、技能教習第2段階項目14(高速道路での運転)の教習を受講するまでに必ず受講して下さい。

※ 留意事項 自動二輪車教習課程

- ① 技能教習第1段階では、1日当たり、2時限まで教習を受けることができます。ただし、同時に異なる車種(普通自動車と普通自動二輪車など)の教習を受けられる方は、制約ありますので個別にご説明いたします。
- ② 技能教習第2段階では、1日当たり、3時限まで教習を受けることができます(3時間連続は不可)。ただし、同時に異なる車種(普通自動車と普通自動二輪車など)の教習を受けられる方は、制約ありますので個別にご説明いたします。
- ③ 学科教程番号11～26は、学科教習第1段階と技能教習第1段階を修了した後に受講して下さい。
- ④ 学科教程番号11は、『危険予測ディスカッション』です。この学科時間表には表示してありません。技能教習第2段階項目15『危険を予測した運転』の直後の時間に、連続して受講していただきます。
- ⑤ 学科教程番号12(応急救護処置の講義)を受講後は、学科教程番号13・14(応急救護処置の実習)を受講するまで、その他の教習(技能・学科)を受講できなくなります。ご注意下さい。

※ オンライン学科について

- ① 「オンライン学科受講・オンライン自主学習の手引き」を参考に受講して下さい。
- ② 学科16を受講する場合、「運転適性検査結果」及び「運転適性ワーク」が必要となります。
- ③ 学科1、11、12～14は対面学科となりますのでご注意下さい。
- ④ 受講完了の確認はログイン後、マイページよりご確認をお願い致します。

※ その他の留意事項(普通自動車・自動二輪車教習課程共通)

- ① 学科教程番号13・14は、実習の出来る服装(ズボン・トレーナーなど)で受講して下さい。
- ② 普通自動車教習課程と自動二輪教習課程の方で、運転免許の無い方や原付免許のみ保有の方は、第2段階へ入ったら、本免学科試験に備えて、コンピュータ室で本免模擬試験や本免学科考査を積極的に受け、勉強して下さい。
- ③ 本免予備試験は、学科時間表に記載されている時間帯・教室で受講して下さい。
- ④ 本免予備試験に合格していない場合は、卒業検定に合格しても卒業式に出ることはできません。